

行政法 Chapter 3

Date

/

Date

/

Date

/



行政法学上の行政行為の種類に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 許可とは、国民に対し、国民が本来有しない権利や権利能力などを設定する行為をいい、具体的には、河川の流水の占用許可や道路の占用許可のほか、外国人の帰化の許可がこれにあたる。
- 2 判例によれば、公衆浴場法による公衆浴場の営業の許可について許可基準を満たす2つの適法な申請が競合する場合、行政庁は、最も適当と認められるものに対して許可を与えなければならない。
- 3 法律により許可を受けるべきことが義務づけられ、無許可での行為に罰則規定が設けられている場合、無許可でした当該行為の効力は当然に無効となる。
- 4 免除とは、法令による作為、給付、受忍の義務を特定の場合に解除することを法効果とする行為をいい、免除がないのに当該義務を怠ると、法令の定めるところにより、行政上の強制執行や罰則の適用を受けることがある。
- 5 認可とは、特定の事実や法律関係の存在を公に証明する行為をいい、選挙人名簿への登録や不動産登記簿への登録のほか、行政書士の登録がこれにあたる。

正解

4

[行政作用法] 行政行為の種類

1 妥当でない

本肢は、許可ではなく、**特許**に関する定義及び具体例である。許可とは、法令による**相対的禁止（不作為義務）**を特定の場合に解除することを法効果とする行為をいう。許可の具体例としては、**飲食店営業の許可、風俗営業の許可、自動車運転の免許**などがある。

2 妥当でない

判例は、本肢と同様な事案において、公衆浴場法に基づく営業許可申請において、いずれも許可基準を満たす競願関係が生じた場合には、行政庁は、その申請の前後により、**先願者に許可**を与えなければならないとしている（最判昭47.5.19）。

3 妥当でない

行政法規は、**取締法規**と**強行法規**に分けられる。**事実行為を規制することを目的**とする取締法規は、原則として契約の効力を否定するものではない。判例も、食品衛生法上の無許可営業について、食品衛生法は取締法規にすぎないから、無許可の者の取引であっても、売買契約の**私法上の効力に消長を及ぼすものではない**としている（最判昭35.3.18）。

4 妥当である

免除の定義については本肢のとおりである。**免除**や**許可**は、**下命**や**禁止**と同じく**命令的行為**の1つであり、下命や禁止について、義務が果たされないときは、法令の定めるところにより、**行政上の強制執行**や**罰則の適用**を受けることがある。なお、免除の具体例としては、**納税義務の免除、児童の就学義務の免除**などがある。

5 妥当でない

本肢は、認可ではなく、**公証**に関する定義及び具体例である。**認可**とは、**行政庁が第三者の行為を補充してその法律上の効力を完成させる行為**をいう。認可の具体例としては、**農地の権利移動の許可、河川の流水占有権の譲渡の承認、銀行の合併の認可**などがある。

以上により、妥当なものは**肢4**であり、正解は**4**となる。